

# 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の解説【洪水編】（案）

※医療機関等の避難確保計画には、別途検討事項・記載事項があります。

本資料は、以下の資料を基に作成しています。詳細については、以下の資料を確認してください。

- ・ 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編） 平成 29 年 6 月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）
- ・ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル 平成 29 年 6 月 厚生労働省・国土交通省
- ・ 避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）平成 29 年 1 月 内閣府（防災担当）

避難確保計画は、以下の構成で作成します。

- ・ 防災体制、情報の収集・伝達
- ・ 避難誘導
- ・ 施設整備
- ・ 教育・訓練
- ・ 自衛水防組織

本資料は、以下の構成となっています。



「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」の項目を表記しています。

1. ○○○○ ……タイトル
2. ○○○○ ……タイトル

【○○○○】……用語の説明

《記載例・事例》……避難確保計画を作成するための記載例や事例

《○○手順》……避難確保計画を作成するための手順

《留意事項》……避難確保計画を作成する上で留意する事項

《確認事項》……避難確保計画を作成する上で確認が必要な事項

Check1□：

不明な点は、下記まで連絡をお願いいたします。

国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所 調査課

〒940-0098 長岡市信濃 1 丁目 5 番 3 0 号 電話 0258-32-3243 FAX0258-34-9044

平成 30 年 10 月

国土交通省 信濃川河川事務所

<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)</p>	<p>補足説明・信濃川関連の情報入手</p>
	<div data-bbox="1071 310 2718 386" style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>避難確保計画に記載する必要がある事項は、以下のとおりです。</p> </div> <p><b>1. 水防法</b></p> <p>水害に関する避難確保計画は、水防法施行規則第16条により以下の事項を記載する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項</li> <li>(イ) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項</li> <li>(ウ) 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</li> <li>(エ) 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</li> <li>(オ) 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること</li> <li>(2) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること</li> <li>(3) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項</li> </ul> </li> <li>(カ) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</li> </ul> <p><b>2. 土砂災害防止法</b></p> <p>土砂災害に関する避難確保計画は、土砂災害防止法施行規則第5条の2により以下の事項を記載する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項</li> <li>(イ) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項</li> <li>(ウ) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</li> <li>(エ) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</li> <li>(オ) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</li> </ul>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

 要配慮者利用施設に係る避難確保計画は、作成が義務づけられています。

1. 計画の構成

避難確保計画は、水害発生の恐れがある時点（例えば、洪水注意報発令時）から出水時、出水後に洪水注意報解除時までが対象であり、対象施設を利用する高齢者や障がい者、乳幼児、従業員の安全な避難の確保、資産の浸水被害の軽減を図るために、下記の記載例を参考に、必要事項を追加し、作成します。

なお、避難確保計画は、「作成支援編」を見ながら「様式」を作成してください。また、避難確保計画が出来たら、記載内容に従い「避難訓練」等を実施し、継続的に改善してください。

《記載例》

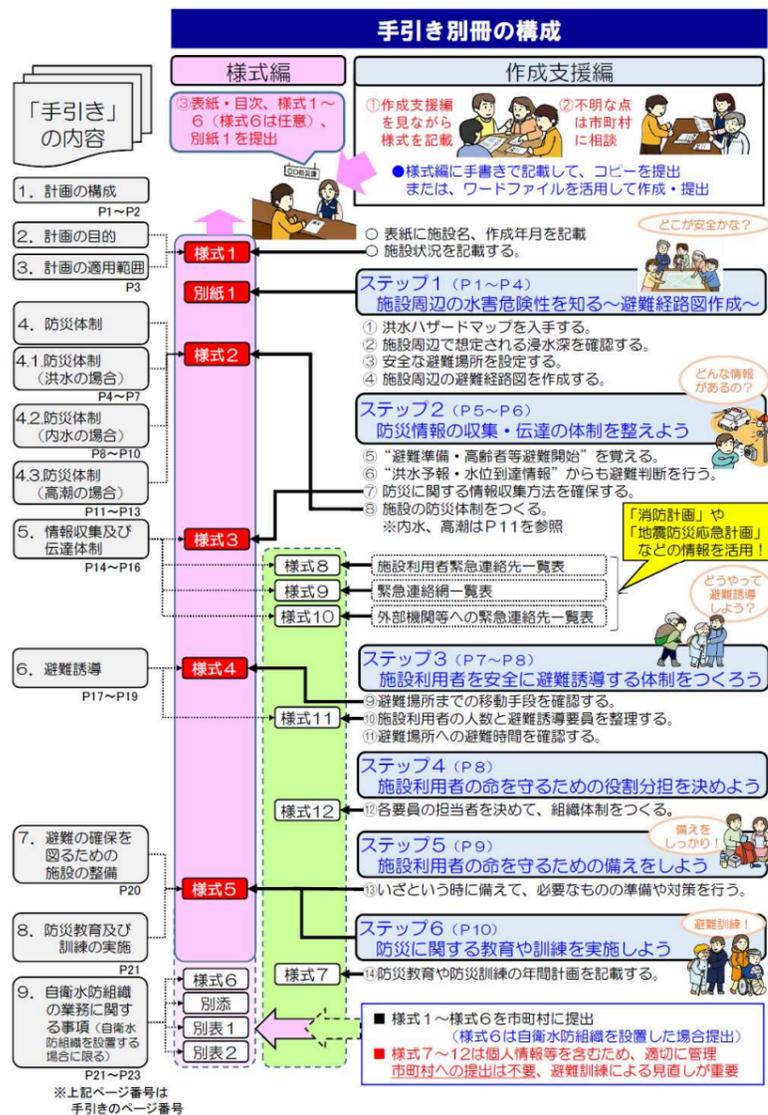
- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1. 計画の目的    | 5. 避難誘導             |
| 2. 計画の適用範囲  | (1) 避難場所            |
| 3. 防災体制     | (2) 避難経路            |
| 4. 情報収集及び伝達 | (3) 避難誘導方法          |
| (1) 情報収集    | 6. 避難の確保を図るための施設の整備 |
| (2) 情報伝達    | 7. 防災教育と訓練の実施       |
|             | 8. 自衛水防組織の業務に関する事項  |

《留意事項》

**留意点 1：**水防法は、平成 27 年 5 月に一部改正され、洪水に係る浸水想定区域の前提を想定し得る最大規模の降雨に拡充するとともに、新たに想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域制度が設けられました。また、平成 29 年 6 月の改正により、それまで努力義務としていた避難確保計画の作成や訓練の実施が義務づけられています。

**留意点 2：**すでに洪水に対する避難確保を作成している施設についても、新たに内水・高潮に係る浸水想定区域が指定され、市町村の地域防災計画に位置付けられた場合は、洪水に加え、内水・高潮それぞれに対応した避難確保計画を作成しなければなりません。

**留意点 3：**要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。改正後の土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとしています。



様式 1

**1 計画の目的**

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**2 計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**3 計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		



『様式1』を作成します。

**1. 計画の目的**

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の水防法改正では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

《記載例》

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**2. 計画の報告**

水防法第15条の3第2項において「要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。」とされていますので、市町村長に報告する必要があります。

《記載例》

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**3. 計画の適用範囲**

施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。また、利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

《記載例》

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ1  
施設周辺の**水害危険性を知る**～避難経路図作成～

①洪水ハザードマップを入手する。

「避難確保計画」は、市町村地域防災計画に位置づけられた施設において、作成と市町村への提出義務が課せられています。

- ◆市町村の地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者利用施設として定められているか、市町村の防災部局に確認してください。
- ◆浸水想定区域内の場合、洪水ハザードマップを入手します。
- ◆大雨時には土砂災害の危険性もあるため、施設や避難場所、また避難場所までの避難経路において、土砂災害の危険性がある場合は、土砂災害ハザードマップも入手します。
- ◆各種ハザードマップは、市町村のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトで確認できます。

Q.ハザードマップとは？  
A.自然災害による被害の軽減や防災対策に使用するための地図で、被災が想定される区域や避難場所・避難経路などが載っています。

まず、施設周辺の**水害の危険性を知る**ことが大事です。

※平成27年関東・東北豪雨に関するアンケート調査(中央大学河川・水文研究室調べ)では、ハザードマップを知らない・見たことがない人は全体の61%でした。  
※また、実際に災害時に94%の人がハザードマップを確認していないという状況でした。

国土交通省ハザードマップポータルサイト  
ハザードマップポータルサイト 検索

Q.想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域とは？

A.平成27年に「水防法」の一部が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川では、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務づけられています。

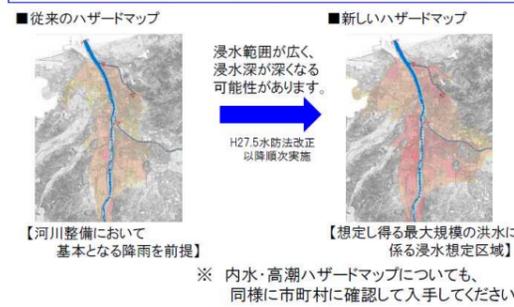
現在、国や都道府県では、想定最大規模降雨の浸水想定区域図の作成を進めています。公表状況は国土交通省ハザードマップポータルサイトなどで確認できます。

Q.避難場所とは？

A.避難場所は、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所です。市町村は、災害の危険が及ばない施設又は場所を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、「指定緊急避難場所」として指定しています。  
このほか、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する「避難所」もあります。

- ◆ハザードマップは、あくまでも想定上の浸水範囲を示すものであり、着色のない地域が安全ということではないことに留意が必要です。
- ◆過去の浸水履歴などを市町村の防災部局で入手できる場合もありますので、必要に応じて、こうした情報も参考にしてください。

【想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の確認】  
作成状況については、市町村の防災部局に確認してください。



【施設の位置や避難場所、避難経路等の確認】

①洪水ハザードマップを入手してください。

1. 洪水ハザードマップ及びその他のハザードマップの作成状況は、下表のとおりです。

洪水ハザードマップは、各市町のホームページに掲載されているほか、国土交通省ホームページのハザードマップポータルサイトにも掲載されています。また市町村によっては、洪水だけでなく、土砂災害や内水等のハザードマップも作成していますので、それらを手渡し、管理する施設が災害に対してどの程度の被害を受ける可能性があるかを把握してください。

[平成29年11月時点]

市町名	ハザードマップの種類			
	洪水 ※ ( ) に記載の河川名は、対象河川を示している	土砂災害	内水	その他
新潟市	あり(信濃川、栗ノ木川、小阿賀野川、能代川、通船川、新栗ノ木川、東大通川、早出川、五社川、鷲ノ木大通川、西大通川、大河津分水路、中ノ口川、新川、大通川、広通川、西山川、大通川放水路、西川、矢川) ※1	あり	あり	・津波 ・道路冠水 想定箇所 ・ため池
三条市	あり(信濃川、五十嵐川、刈谷田川) ※1	あり	なし	なし
燕市	あり(信濃川・大河津分水路・大通川) ※1	あり	なし	なし
弥彦村	あり(大河津分水路、矢川) ※2	あり	なし	なし
長岡市	あり(信濃川・道満川・菖蒲川・黒川・小木城川・刈谷田川・猿橋川・太田川・稲葉川・浜海川・栖吉川・柿川・浄土川・須川・焼田川・島崎川・郷本川) ※1	あり	なし	津波
見附市	あり(信濃川、刈谷田川、猿橋川)	あり	なし	なし
小千谷市	あり(信濃川・茶郷川・湯殿川・表沢川・茶郷川上流部・須川・焼田川) ※2	あり	なし	なし
十日町市	あり(信濃川) ※1	なし	なし	なし
津南町	あり(信濃川) ※1	あり	なし	なし
魚沼市	あり(魚野川・破間川・羽根川・佐梨川) ※1	あり	なし	雪崩
南魚沼市	あり(魚野川・三国川・水無川) ※1	あり	なし	なし
湯沢町	なし	あり	なし	なし

《表中補足説明》

(1)本表は、市町村役場のホームページより確認を行った結果です。

(2)洪水ハザードマップの浸水想定区域にあつては、2種類の条件で作成されています。

※1：計画規模の洪水に係る浸水想定区域

※2：想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

※1の場合、信濃川河川事務所ホームページから「想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域」を入手してください。

「信濃川河川事務所ホームページ」<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/bousai/hanran/index.html>

(3)土砂災害、内水ハザードマップを作成していない場合であっても、洪水ハザードマップ等に表記されている場合があります。

(4)道路冠水想定箇所は、新潟県土木部道路管理課が作成しています。該当する地域振興局のホームページをご確認ください。

「新潟県内の道路冠水想定箇所」 <http://www.pref.niigata.lg.jp/dourokanri/1245787289226.html>

2. 【洪水ハザードマップ】

国土交通省または都道府県から提供された洪水浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面(洪水浸水想定区域図)に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項などを記載したものです。



3. 【土砂災害ハザードマップ】

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)を表示した図面に、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載したものです。



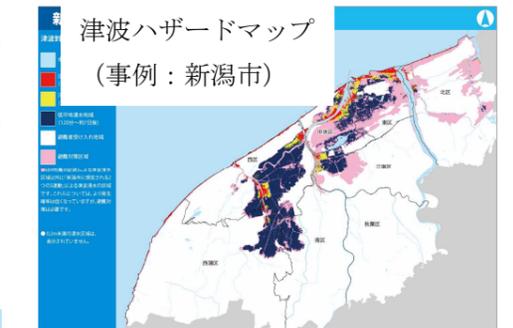
4. 【内水ハザードマップ】

下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域や実際に浸水が発生した区域の浸水に関する情報、避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法等の避難に関する情報を記載したものです。



5. 【津波ハザードマップ】

津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路等の防災関連情報を記載したものです。



要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ1  
施設周辺の**水害危険性を知る**～避難経路図作成～

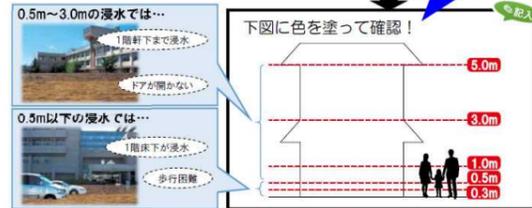
②施設周辺で想定される**浸水深を確認**する。

□施設周辺で想定される浸水深は？

( ) m

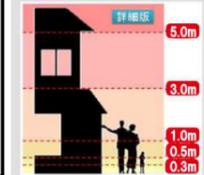
□施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

施設は大丈夫？



※内水及び高潮の危険が想定される場合は、本ページをコピーして、それぞれ作成してください。

Q.どうやって深さを知るの？  
A.ハザードマップにおける浸水深の凡例は以下の表記が一般的です。地図上で施設周辺が何色か、また、その色がどのくらいの深さを示しているのか確認してください。(凡例の例)



避難場所は、市町村が指定した最寄りの「指定緊急避難場所」が基本となりますが、適切な指定緊急避難場所が無い場合、近隣の安全な場所への移動が考えられます。

Q.近隣の安全な場所、屋内安全確保とは？

A.近隣の安全な場所は、指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等をいいます。屋内安全確保は、その時点で居る建物において、より安全な部屋等への移動を行うことをいいます。

Q.屋内安全確保ではなく、立ち退き避難が必要ですか？

A.屋内に留まることで命に危険が及ぶおそれがある場合は避難場所への立ち退き避難が必要です。ただし、要配慮者は移動に伴うリスクが高く、また避難に要する時間を十分確保できない場合もあることから、状況に応じて屋内安全確保などの複数の避難先を確保することが重要です。

Q.福祉避難所とは？

A.介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障のある方に対して、ケアが行われたり/リアプリー化が図られた避難所です。

③安全な**避難先を設定**する。

手引き 17ページ

名称	想定浸水深	構造	階数
避難場所	<input type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上
屋内安全確保			

避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ハザードマップなどで浸水が想定されていない
- 避難者全員が収容できる十分な広さがある
- 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

Point

河川の氾濫による浸水は、実際にはハザードマップの想定どおりにならないこともあります。そのため、複数の避難場所及び避難経路を設定しておき、気象情報と避難の余裕時間を見て、より安全な施設に避難することが重要です。

Point

避難先で慣れない環境のなかで生活する場合、体調を崩されたり、うまく適応できずパニックに陥る(知的障害者、精神障害者など)ことが考えられます。福祉避難所の利用や施設独自に避難所を設定するなど、施設利用者に十分配慮して検討することが重要です。

事例1：系列施設・姉妹園などを施設独自の避難所に設定

精神障害者グループホームAでは、施設独自の避難所として、同法人が運営する施設を設定しています。また、市担当課に施設独自の避難所を報告しており、被災時に連携が図れるように体制を整えています。

② 施設周辺で想定される浸水深を確認してください。

1. 【浸水深】

河川が氾濫等をした場合の水深で、施設が建っている地盤から施設が浸かる高さのことです。

2. 浸水深は、以下の手順で確認してください。

《浸水深確認手順》

- <手順1> 入手した洪水ハザードマップの地図上に施設の位置に印を付けます。
- <手順2> 浸水深の凡例を確認し、施設周辺の浸水深を確認します。
- <手順3> 施設周辺に浸水深の境目がある場合は、浸水リスクに対して安全側となる深い方の数値を採用します。
- <手順4> 浸水深から施設がどこまで浸水するかを確認します。

③ 安全な避難先を設定してください。

1. 避難先を設定

平成25年の災害対策基本法改正以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的でした。災害対策基本法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、全ての行動を避難行動としています。居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要があります。なお、近隣の安全な場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要があります。

《留意事項》

留意点1：避難場所については、原則として、洪水ハザードマップ等に記載されている最寄りの指定緊急避難場所としてください。

留意点2：移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保してください。

留意点3：屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

留意点4：避難場所は原則として、浸水が想定されない場所に設定してください。

留意点5：福祉避難所(要配慮者対応の避難所)設置の有無等については、市町村が作成した防災業務計画書、避難所設置マニュアル等を確認してください。



<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)</p>	<p>補足説明・信濃川関連の情報入手</p>
	<p><b>留意点 6</b>：市町村によっては、「避難場所」と「避難所」を使い分けしている場合があります。不明な場合は、市町村の防災担当に確認してください。</p> <p><b>留意点 7</b>：洪水ハザードマップには、早期の立退き避難が必要な区域が表記されています。この範囲内に施設がある場合は、避難先を十分に検討してください。なお、この範囲内の施設は、屋内安全確保よりも「指定緊急避難所」や「近隣の安全な場所」に避難した方が安全です。</p> <p><b>留意点 8</b>：避難先となる「指定緊急避難場所」及び「近隣の安全な場所」は、満員等の理由で避難先が利用できない場合も想定し、複数設定した方が安全です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《確認事項》</p> <p>避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているかを確認します。</p> <p><b>Check1</b>□：移動に伴うリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されていますか。</p> <p><b>Check2</b>□：設定されている避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、屋内安全確保）が、利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっていますか。</p> <p><b>Check3</b>□：避難場所は、原則として、浸水が想定されない場所に設定しましたか。</p> <p><b>Check4</b>□：避難先の収用人数を確認しましたか。</p> </div> <p><b>2. 【指定緊急避難場所】</b></p> <p>津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として、市町村長が指定します。</p> <p><b>3. 【近隣の安全な場所】</b></p> <p>既に周辺で災害が発生している場合など、立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合に、指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等へ避難します。これは、施設管理者同士が話し合いで決定します。</p> <p><b>4. 【屋内安全確保】</b></p> <p>少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等へ移動します。</p>

【作成支援編】ステップ1  
施設周辺の**水害危険性を知る**～避難経路図作成～

④施設周辺の避難経路図を作成する。

<手順1>  
避難経路図のベースとなる図面を作成します。

**Point**  
【インターネット環境等がある施設】  
施設や避難場所、河川、周辺道路の位置が把握できる範囲を印刷や画像取得して、「別紙1 避難経路図」に添付します。  
国土交通省ハザードマップポータルサイトでは、洪水浸水想定区域のほか、津波浸水想定や土砂災害危険箇所なども重ねて表示できます。  
【インターネット環境がない施設】  
市町村から入手したハザードマップを施設や避難場所、河川、周辺道路の位置が把握できる範囲を拡大・縮小コピーして、「別紙1 避難経路図」に添付します。  
(次ページの作成イメージ図参照)

施設管理者、従業員、施設利用者等の全員が日頃から情報共有するためのマップを作成する。

パソコン等できれいに作成することが重要ではありません。切り貼りで作成しても問題ありません。

「別紙1 避難経路図」はA4サイズにする必要はありません。A3サイズでもわかりやすいことが重要です。

<手順2>  
施設と避難場所に印をつけます。

避難場所は安全？再確認！

**Point**  
避難判断には、河川の水位や上流域の降雨状況の確認が重要です。  
国土交通省 川の防災情報や地点別浸水シミュレーション検索システムなどで、最寄りの水位観測所や雨量観測所が確認できます。  
最寄りの水位観測所と雨量観測所が確認できない場合、市町村の防災部に確認してください。

早め早めの避難を判断する有効な情報です。

**Q.水位観測所とは？**  
A.各水系の重要な地点に設置され、河川の増水・減水状況などを収集・伝達しており、「川の防災情報」で水位情報を確認することができます。

国土交通省 川の防災情報  
国交省 川の防災情報 検索

地点別浸水シミュレーション検索システム  
浸水ナビ 検索

<手順3>  
施設から避難場所までの避難経路を書き込みます。  
(複数経路を記入)

**Point**  
河川からの氾濫水が到達していても内水による浸水が発生することが考えられます。避難する人数などを考慮し、可能な限り標高が高い道路を選ぶことが望ましいです。

**事例2：複数の避難経路を設定**  
特別養護老人ホームBでは、通行止め等を考慮して、避難経路を3ルートを設定し、施設の関係者間で共有しています。

洪水被害は想定どおりにならないこともあります。様々な状況に対応できる避難場所・避難経路を関係者で共有することが重要です。

土砂災害危険箇所は、土砂災害ハザードマップや国土交通省ハザードマップポータルサイトで確認できます。

国土交通省ハザードマップポータルサイト  
ハザードマップポータルサイト 検索

<手順4>  
避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します。

**Point**  
避難経路上に土砂災害危険箇所やアンダーパス、過去に浸水した道路などはありませんか？  
過去の浸水範囲は、市町村や周辺地域の方などに聞いてみましょう。  
歩道の安全性を確認し、注意が必要な箇所は地図に書き込みましょう。必要に応じて避難経路の再検討が必要です。

3

④ 施設周辺の避難経路図を作成します。

1. 避難経路図は、以下に留意して作成してください。

＜留意事項＞

留意点1：洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定してください。

留意点2：上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定してください。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。

留意点3：避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定するようにしてください。

留意点4：市町村によっては、洪水ハザードマップを基に、自治会ごとに地域版ハザードマップを作成する取組を行っている地域もありますので、自治会長等に確認してください。

＜避難経路図作成手順＞

<手順1> 避難経路図のベースとなる図面を作成します。

- ・洪水ハザードマップの地図、インターネットで公開されている地図などを収集します。
- ・縮尺にとらわれず、施設、避難先が含まれる範囲としてください。

<手順2> 施設と避難場所に印を付けます。

- ・収集した地図に、施設と「指定緊急避難場所」「近隣の安全な場所」等の避難先に印を付けます。

<手順3> 水位観測所と雨量観測所の位置を書き込みます。

- ・水位観測所は、洪水ハザードマップに表記されていますので印を付けます。

※水位観測所は、国土交通省、新潟県、市町村の他、気象庁が設置し、観測を行っています。

※国土交通省：大河津分水路（河口～大河津分水）・信濃川（大河津分水～宮中ダム）・魚野川（信濃川合流点～八海橋）を管理しています。

※新潟県：信濃川（宮中ダム～長野県境）、魚野川（八海橋～八海橋より上流）、大河津分水路・信濃川・魚野川に合流する支川を管理しています。

※市町村：国土交通省、新潟県が管理する以外の支川を管理しています。

- ・雨量観測所は、管理者に、観測所名、観測場所、一般公開の有無などを確認してください。

※雨量観測所は、国土交通省、新潟県、市町村の他、気象庁が設置し、観測を行っています。

<手順4> 施設から避難場所までの避難経路を書き込みます。(複数経路を記入)

- ・避難経路は、最短ルートを基本としますが、想定される被害を避けルート選定してください。

<手順5> 避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します。

- ・避難経路は、土砂災害危険箇所、アンダーパスや過去に浸水した道路を通行しないように選定してください。

- ・経路図を作成したら、実際の道路状況について確認してください。避難する手段に応じて見直しを行ってください。

※車いす利用の場合：車いすで乗り越えられない段差の有無

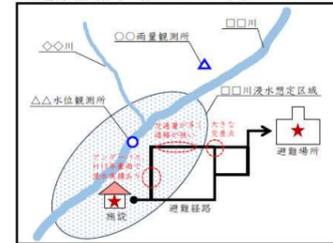
<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)</p>	<p>補足説明・信濃川関連の情報入手</p>
	<p>《確認事項》</p> <p>避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているかを確認します。</p> <p>Check1□：浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえたルート設定となっていますか。</p> <p>Check2□：悪天時でも避難可能なルートとなっていますか（内水氾濫や土砂災害）の可能性のある地域やアンダーパス、豪雨時に通行止めとなるようなルートを回避していますか）</p> <p>Check3□：浸水までのリードタイムが無い中での屋外避難となっていますか。</p> <p>Check4□：夜間の行動が求められる場合、夜間であることによる危険な経路となっていますか。</p> <p>Check5□：避難ルートの途中で通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討していますか。</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ1  
施設周辺の**水害危険性**を知る～避難経路図作成～ 別紙1を作成

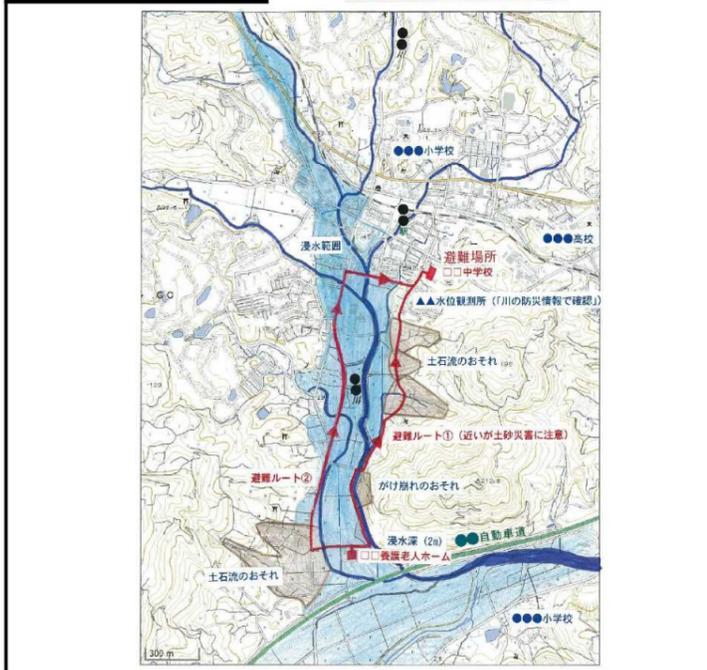
◇避難経路図の作成イメージ図



避難マップを作成したら、内容について市町村の防災部局に相談してください。



避難経路図(作成例)



4

『別紙1』避難経路図の作成事例

1. 避難場所は、以下に留意して選定してください。

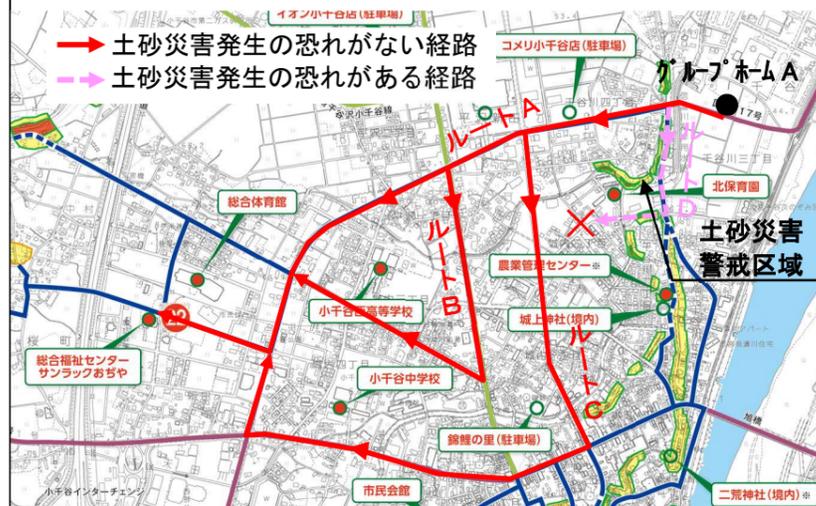
- ⇒ 浸水被害を受けない施設
- ⇒ 浸水被害を受ける施設



(事例) グループホームAの場合

- ・避難施設は、市町村長が指定している施設を基本に選定します。
- ・グループホームAから近い避難施設が移動距離も移動時間も短くなる他、施設利用者の負担も軽くなります。
- ・しかし、近くの浸水する施設を避難施設とした場合、孤立するリスクが生じます。(23番、24番、34番)
- ・収容人数が確保されているかを確認します。
- ・市町村によっては、福祉避難所等を基本とする場合があります。
- ・以上の事項を考慮し、浸水しない施設のうち、グループホームAから最も近く、十分な収容人数が確保されている福祉施設である28番の施設を選定します。

2. 避難経路は、以下に留意して選定してください。



(事例) 28番：サンラックおぢやを避難場所とした場合

- ・荒天時においても、グループホームAから28番：サンラックおぢやまで、安全に通行できる避難経路を選定します。
- ・この時、土砂災害が発生する箇所など危険が潜んでいる箇所を把握する必要があります。
- ・事例において、ルートDの経路は、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)を通行することになるため、選定しません。
- ・複数の避難経路(ルートA～C)を確保します。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ2  
防災情報の収集・伝達の体制を整えよう【洪水の場合】

⑤ “避難準備・高齢者等避難開始”を覚える。  
市町村は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、“避難準備・高齢者等避難開始”、“避難勧告”、“避難指示(緊急)”を発令します。ただし、こうした情報が発令される前であっても、行政等が出す情報に十分留意し、自らの判断で避難行動をとることが重要です。

Point  
市町村から“避難準備・高齢者等避難開始”が発令されたら速やかに避難行動を開始しましょう。

⑥ “洪水予報・水位到達情報”からも避難判断を行う。



Point  
国土交通省「川の防災情報」では、河川の水位と雨量の状況をリアルタイムで確認することができます。  
施設付近に水位観測所がない場合、市町村と相談のうえ、上流の観測所を自安としたり、施設独自に水位標を設けるなど、避難体制を確立する判断基準を設定することも考えられます。

事例3：施設独自の水位標を設置して避難判断のタイミングを確認  
特別養護老人ホームMでは、施設前の護岸に水位ラインを引いて、災害対策本部を設置する水位(警戒水位)と避難行動を開始する水位(避難判断水位)を設定しています。平成25年秋田・岩手豪雨では、この水位標にもとづき避難行動を開始した結果、施設利用者全員が無事に安全な場所に避難することができました。

⑦ 防災に関する情報収集方法を確保する。

情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、テレビ、ラジオなど
洪水予報・水位到達情報	国土交通省「川の防災情報」、市町村からのファックス・緊急速報メールなど
避難準備・高齢者等避難開始	防災行政無線、市町村ホームページ・緊急速報メール、テレビ、ラジオなど

一番重要な情報です。  
Q.“避難準備・高齢者等避難開始”とは？  
A.避難勧告や避難指示(緊急)が発令することが予想される場合に市町村から発表されます。避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等)は避難を開始する目安になります。詳細は「避難勧告等に関するガイドライン」を参照してください。

Q.“洪水予報・水位到達情報”とは？  
A.河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について国や都道府県が水位等の状況を周知するものです。  
施設周辺に複数の河川がある場合は、各河川の水位情報を確認し、危険性が高い河川に注意しましょう。

Q.“避難準備・高齢者等避難開始”が発令されたら避難準備を行えばよい？  
A.降雨状況や河川の状況等によって、市町村からの発令が遅れる場合もありますので、気象情報や川の防災情報等を十分に活用して発令前でも早め早めの避難を行うことが望ましいです。

県や市町村によって情報提供の方法は様々です。日頃から、最適な情報の収集方法を確保しましょう。

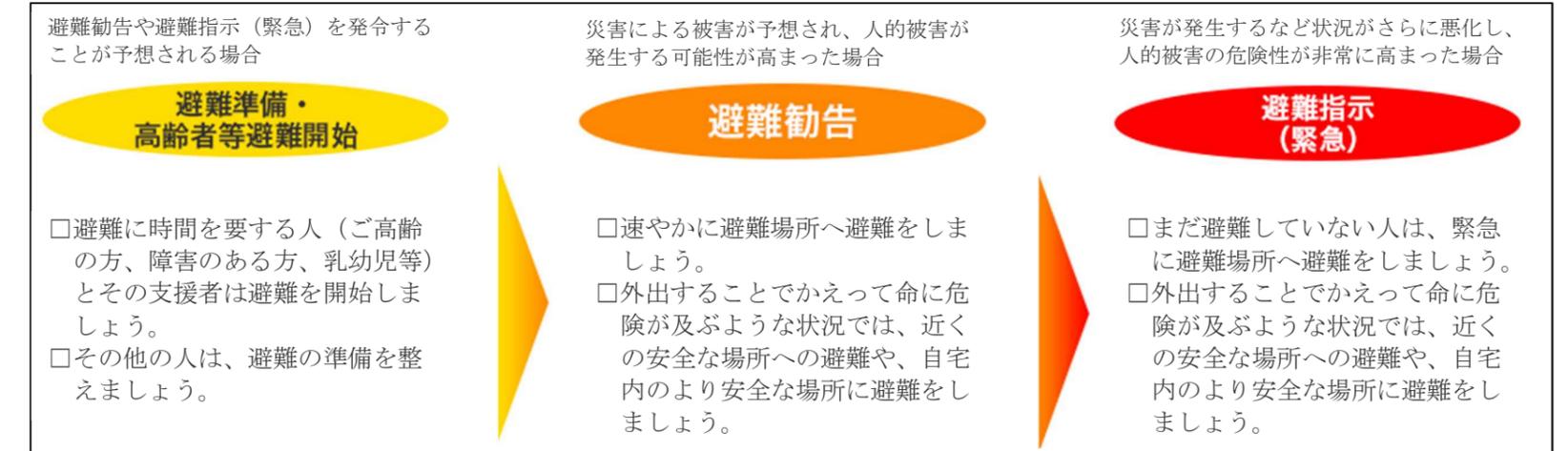
気象庁ホームページ  
気象庁 警報・注意発表基準  
国土交通省 川の防災情報  
国土交通省 川の防災情報  
パソコン・携帯でいつでも閲覧できるように設定しておいてください。

⑤ “避難準備・高齢者等避難開始”を覚えましょう。

市町村は、災害が発生するおそれがある場合に、「避難準備・高齢者等避難開始」等の避難情報が発信されます。但し、必ずしも下記「1. 避難情報」の順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は、避難を開始してください。なお、複数の情報収集手段を確保しておく必要があります。

1. 避難情報

市町村から発令される避難情報には、以下のものがあります。



⑥ “洪水予報・水位到達情報”からも避難判断を行います。

1. 洪水予報等

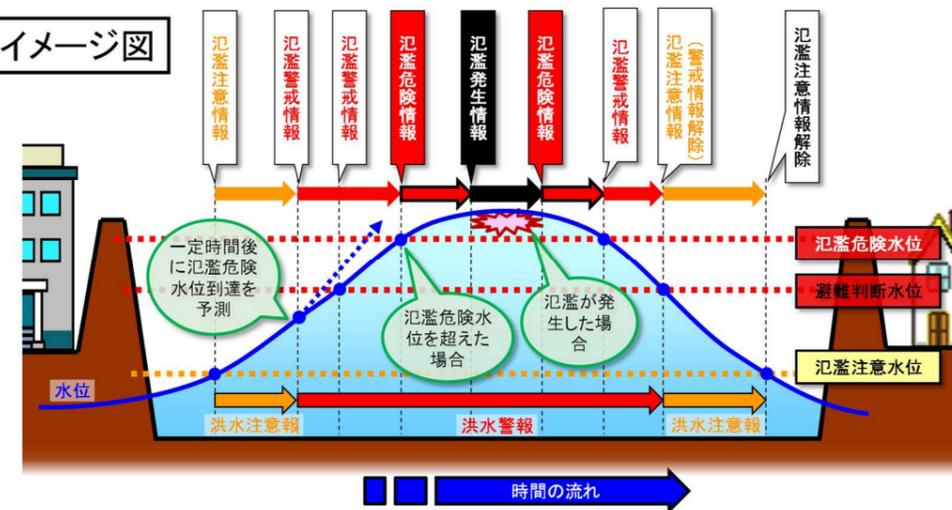
信濃川河川事務所は、新潟地方気象台と共同で洪水予報を発表します。避難行動のきっかけは、新潟地方気象台から発表される雨量情報や水位情報・大雨・洪水注意報・警報の他、信濃川河川事務所から発表される洪水予報や水位情報、市町村から発表される避難勧告・避難指示が該当します。特に要配慮者は避難行動に時間がかかるため「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で避難を開始する必要があります。

種類	地区	範囲
信濃川中流洪水予報指定区域	大河津地区	寺泊野積 ~ 与板橋
	長岡地区	与板橋 ~ 越路橋
	小千谷地区	越路橋 ~ 信濃川・魚野川合流点
	十日町地区	信濃川・魚野川合流点 ~ 宮中取水ダム
魚野川洪水予報指定区域	堀之内地区	信濃川・魚野川合流点 ~ 小出橋
	小出地区	小出橋 ~ 栄橋
	六日町地区	栄橋 ~ 八海橋

2. 【〇〇川氾濫注意情報、〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情報、〇〇川氾濫発生情報】

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
【〇〇川氾濫注意情報】	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
【〇〇川氾濫警戒情報】	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 [水位到達情報] 〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
【〇〇川氾濫危険情報】	[水位到達情報] 〇〇川の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
【〇〇川氾濫発生情報】	[氾濫発生情報] 堤防から越水や堤防が決壊し、氾濫が発生した場合	逃げ遅れた住民の救助等 住民の避難完了

イメージ図



3. 水位到達情報

信濃川河川事務所は、大河津分水路、信濃川中流及び魚野川に設置した水位観測所において、避難の目安となる基準水位（水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位）を定め、常時、河川水位を観測しています。

水位観測所	河川名	H.W.L	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位
十日町(姿)	信濃川	146. <sup>m</sup> <sub>809</sub>	146. <sup>m</sup> <sub>20</sub>	145. <sup>m</sup> <sub>90</sub>	142. <sup>m</sup> <sub>50</sub>	142. <sup>m</sup> <sub>00</sub>
小千谷	信濃川	49. <sup>m</sup> <sub>935</sub>	49. <sup>m</sup> <sub>20</sub>	48. <sup>m</sup> <sub>50</sub>	46. <sup>m</sup> <sub>50</sub>	45. <sup>m</sup> <sub>50</sub>
長岡	信濃川	24. <sup>m</sup> <sub>507</sub>	23. <sup>m</sup> <sub>80</sub>	23. <sup>m</sup> <sub>00</sub>	20. <sup>m</sup> <sub>00</sub>	19. <sup>m</sup> <sub>00</sub>
大河津	大河津分水路	16. <sup>m</sup> <sub>289</sub>	16. <sup>m</sup> <sub>10</sub>	15. <sup>m</sup> <sub>60</sub>	13. <sup>m</sup> <sub>40</sub>	12. <sup>m</sup> <sub>50</sub>
六日町	魚野川	161. <sup>m</sup> <sub>778</sub>	161. <sup>m</sup> <sub>70</sub>	161. <sup>m</sup> <sub>10</sub>	160. <sup>m</sup> <sub>50</sub>	159. <sup>m</sup> <sub>30</sub>
小出	魚野川	92. <sup>m</sup> <sub>781</sub>	91. <sup>m</sup> <sub>60</sub>	90. <sup>m</sup> <sub>80</sub>	90. <sup>m</sup> <sub>00</sub>	89. <sup>m</sup> <sub>60</sub>
堀之内	魚野川	85. <sup>m</sup> <sub>296</sub>	83. <sup>m</sup> <sub>70</sub>	83. <sup>m</sup> <sub>10</sub>	82. <sup>m</sup> <sub>50</sub>	81. <sup>m</sup> <sub>50</sub>

4. 【避難判断水位】市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位

5. 【水防団待機水位】水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

6. 【はん濫注意水位】市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位

7. 【はん濫危険水位】洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位

8. 【H W L】計画高水位の略称であり、HWL以下の水位の流水に対して安全性を確保するように堤防を設置するための基準となる水位



⑦ 防災に関する情報収集方法を確保します。

施設の所在する地域を洪水浸水想定区域として持つ河川の洪水予報等、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、どんな方法で、何の情報を収集するかを明確にする必要があります。また、収集した情報について、誰に、どんな方法で伝達するかも明確にする必要があります。

1. 気象情報

気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>

2. 水位到達情報

水位・雨量の情報は、NHK デジタル放送の他、国土交通省「川の防災情報」等、以下のホームページから入手することができます。

なお、大河津分水路、信濃川中流及び魚野川は、国土交通省や新潟県、その支川は、新潟県や市町村が管理しています。

- ・川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- ・信濃川河川事務所 <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/bousai/suii/index.html>
- ・新潟県河川防災情報システム <http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/>

≪記載例≫

(1) 情報収集

- ・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	〇〇市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
排水施設の稼働状況	〇〇市からのファックス（〇〇市と事前に調整）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

- ・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ・「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ・徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がある場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。
- ・別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ・児童を避難させる可能性がある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ・児童を避難させる場合には、〇〇市〇〇課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- ・児童を避難させる場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ・避難の完了後、〇〇市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- ・避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)	補足説明・信濃川関連の情報入手
	<p><b>《留意事項（情報収集）》</b></p> <p><b>留意点 1：</b>水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロに基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、市町村から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 2 項第二号に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供されます。</p> <p><b>留意点 2：</b>また、同条第 15 条の 3 第 1 項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を市町村に報告）に対しても、同条第 2 項に基づき市町村から洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供されます。</p> <p><b>留意点 3：</b>大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。</p> <p><b>留意点 4：</b>避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましい。</p> <p><b>留意点 5：</b>また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなども注意する必要があります。</p> <p><b>留意点 6：</b>ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。</p> <p><b>《留意事項（情報伝達）》</b></p> <p><b>留意点 1：</b>緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。</p> <p><b>留意点 2：</b>関係市町村への連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調整しておく必要があります。</p> <p><b>留意点 3：</b>利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討します。</p> <p><b>《確認事項》</b></p> <p>施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているかを確認します。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか（特に、洪水予報、土砂災害に関する情報等が活用されているか）を確認します。</p> <p><b>Check1□：</b>施設利用者が滞在する時間帯に限らず、常時、避難に必要な情報収集のための要員が記載されていますか。</p> <p><b>Check2□：</b>市町村から提供を受ける洪水予報、土砂災害に関する情報等の入手方法（例：ファックスによる受信、電子メールによる受信）が記載されていますか。</p> <p><b>Check3□：</b>避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の入手方法（例：緊急速報メール）が記載されていますか。</p> <p><b>Check4□：</b>要配慮者利用施設を浸水想定区域内に持つ河川の洪水予報、土砂災害に関する情報等を収集・伝達することが記載されていますか。</p> <p><b>Check5□：</b>check4 に関連し、最低でも下表の情報を収集することが記載されていますか。</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)	補足説明・信濃川関連の情報入手												
		<table border="1" data-bbox="1427 302 2312 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 302 1659 352">情報の種類</th> <th data-bbox="1659 302 2312 352">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 352 1659 537" rowspan="4">洪水予報</td> <td data-bbox="1659 352 2312 401">信濃川氾濫注意情報・魚野川氾濫注意情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 401 2312 449">信濃川氾濫警戒情報・魚野川氾濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 449 2312 497">信濃川氾濫危険情報・魚野川氾濫危険情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 497 2312 546">信濃川氾濫発生情報・魚野川氾濫発生情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 546 1659 674" rowspan="3">避難情報</td> <td data-bbox="1659 546 2312 594">避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 594 2312 642">避難勧告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 642 2312 674">避難指示（緊急）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1202 682 2674 758">Check6□：洪水予報、土砂災害に関する情報等が防災体制の確立に係る権限者（施設の管理者等）に伝達されるようになって いますか。</p> <p data-bbox="1202 772 2496 804">Check7□：施設の管理者等による防災体制に係る判断内容が施設の関係者に共有されるようになって いますか。</p> <p data-bbox="1202 819 2368 850">Check8□：施設の関係者についての連絡体制が整備され、連絡方法が関係者で共有されて いますか。</p> <p data-bbox="1202 865 2674 982">Check9□：避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）及び大雨警報（土砂災害）や、 避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても防災体制の判断材料として利用されて いますか。</p>	情報の種類	内容	洪水予報	信濃川氾濫注意情報・魚野川氾濫注意情報	信濃川氾濫警戒情報・魚野川氾濫警戒情報	信濃川氾濫危険情報・魚野川氾濫危険情報	信濃川氾濫発生情報・魚野川氾濫発生情報	避難情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
情報の種類	内容												
洪水予報	信濃川氾濫注意情報・魚野川氾濫注意情報												
	信濃川氾濫警戒情報・魚野川氾濫警戒情報												
	信濃川氾濫危険情報・魚野川氾濫危険情報												
	信濃川氾濫発生情報・魚野川氾濫発生情報												
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始												
	避難勧告												
	避難指示（緊急）												

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ2  
防災情報の収集・伝達の体制を整えよう【洪水の場合】

⑧施設の防災体制つくる。様式2を作成

□“避難準備・高齢者等避難開始”発表や市町村からの連絡、施設独自の情報収集などをもとに、段階的な体制確立の考え方と、各体制に応じた活動内容及び役割分担を構築しておきましょう。

注意体制、警戒体制、非常体制の体制の確立目安と管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員の行動内容を、訓練により身に付けておいてください。



避難判断水位になった場合に“避難準備・高齢者等避難開始”が発表されることとなりますが、降雨の状況等により発表が遅れたり、施設によってはその時点で避難が間に合わない場合があるので、あらかじめ適切な避難のタイミングを把握することが大切です。

避難判断水位は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難場所の開設等に要する時間も考慮し決定されることとなりますが、施設における要配慮者の避難時間等によっては、避難判断水位への到達のタイミングでは避難が間に合わない場合もあります。各施設の状況に応じ、適切な避難のタイミングの把握が重要です。水位と避難の考え方については市町村または最寄りの河川事務所に相談ください。

**Point** 様式8、様式9、様式10を作成

- 市町村の災害対策本部や所管課、社会福祉協議会など関係機関との連絡体制を日頃から構築しておきましょう。
- 体制確立後の情報伝達がスムーズにいくように、従業員等や保護者に対する緊急連絡網の作成や安心メール等の登録を促進し、訓練等で定期的に確認し必要に応じて更新するようにしましょう。
- 通所施設では、早い段階で保護者に連絡・引き渡しを行い、避難誘導が必要な施設利用者を最小限にすることが望ましく、そのためには日頃から保護者・家族などの理解を得る必要があります。

**事例5：各種警報への対応に関する保護者の理解促進**

知的障害者の通所施設Eでは、各種警報への対応について保護者の理解を得るため、月1回の保護者会で確認するとともに、台風等の予報がでた場合は、前日までに各種警報への対応に関する書類を作成し、保護者に配布するようにしています。また、施設利用中に警報等が発表された場合には、電話またはメールにて保護者へ連絡するなど、情報伝達の体制を整えています。

各種警報に対する対応

- 気象庁(警報)発表された場合
- 気象庁(注意報)発表された場合
- 気象庁(注意報)発表された場合
- 12時以降に警報発表された場合
- 深夜

(書類のイメージ)

⑧『様式2』『様式8』『様式9』及び『様式10』施設の防災体制を作ります。

災害が発生するおそれがある場合は、国土交通省、新潟県や気象庁等から防災に関する情報は発表されますので、これらの情報から避難行動に移るための判断が出来るように、施設の防災体制が構築できるよう検討してください。

なお、必ずしも行政からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告や避難指示(緊急)は、地先の状況に合致していない場合もあるため、過去の洪水時の道路や施設周辺の浸水状況等を考慮し、避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難行動がとれるような体制にしましょう。

《記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 洪水注意報発表 ▶ 〇〇川(〇〇地点)氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ▶ 洪水警報発表 ▶ 〇〇川(〇〇地点)氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ▶ 〇〇川(〇〇地点)氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。  
(注)自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

1. 体制確立の基準

《留意事項》

- 留意点1：洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定してください。
- 留意点2：体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
- 留意点3：体制確立の基準は、河川からの氾濫水の到達時間、浸水防止対策を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。なお、河川からの氾濫水の到達時間は、信濃川河川事務所に連絡し確認してください。(表紙に連絡先記載)
- 留意点4：体制の避難勧告等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

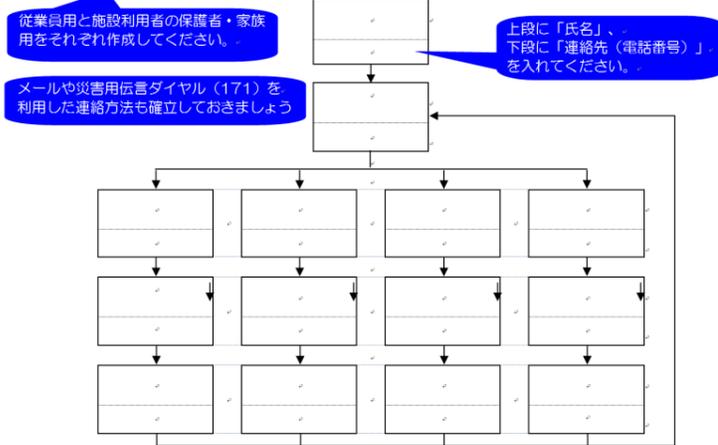
11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

12 緊急連絡網

様式 9



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

留意点 5: 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川からの氾濫水の到達時間等を考慮して設定することが望ましい。

2. 活動内容

《留意事項》

留意点 6: 洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討してください。

留意点 7: その際、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所を実施することが望ましい。

留意点 8: 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、各河川からの氾濫ごとに順序を検討してください。

3. 対応要員

《留意事項》

留意点 9: 各活動を実施する班の編成及び要員の配置について検討してください。

留意点 10: 対応要員は、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討してください。

《確認事項》

避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているかを確認します。

Check1□: 避難準備・高齢者等避難開始が、要配慮者の避難開始のための防災体制確立の判断基準として明記されていますか。

Check2□: 避難準備・高齢者等避難開始の発令を受け、要配慮者の避難誘導開始をするための避難誘導員が確保されていますか、あるいは確保するための参集体制が敷かれていますか。

Check3□: 避難準備・高齢者等避難開始の発令を受け、夜間における要配慮者の避難が想定される場合など、時間帯に対応した体制が考慮されていますか。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ3  
施設利用者を安全に避難誘導する体制をつくろう

⑨ 避難先までの移動手段を確認する。

様式4を作成

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台	
屋内安全確保	/		

別紙1の「避難経路図」を  
に基づき、避難場所、避難  
場所までの距離と移動手段  
を整理しましょう。

Q.施設自体が地域の避難場所  
に指定されている場合は？  
A.避難誘導、避難支援、備蓄  
品の管理等の役割分担につ  
いて市町村、近隣の自治会  
等とあらかじめ協議し、協定  
等を締結しておくことが望ま  
れます。

**Point**  
避難場所が施設から遠い場合や車いすや寝たきりの方がいる場合には、搬送車を手配して移送する必要があります。必要な台数を手配できるかどうか事前に確認しておきましょう。また、市町村のルールも確認しておきましょう。

⑩ 施設利用者の人数と避難誘導要員を整理する。

避難誘導要員数と徒歩、介  
助の必要性な利用者数など  
を整理しましょう。

	施設利用者	避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動	担当者
	<input type="checkbox"/> 単独歩行可能な方	( ) 名 ( )
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	( ) 名 ( )
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	( ) 名 ( )
	<input type="checkbox"/> スリッパや担架が必要な方	( ) 名 ( )
その他の対応	( ) 名 ( )	
<input type="checkbox"/> そのほか ( )	( ) 名 ( )	
<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	( ) 名 ( )	
<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	( ) 名 ( )	
<input type="checkbox"/> そのほか ( )	( ) 名 ( )	

様式1を作成

施設利用者ごとに、避難先  
(様式4の施設名)と移動  
手段(徒歩や車両など)、  
避難誘導要員をそれぞれ整  
理しましょう。

この整理は「消防計画」や  
「地震防災緊急計画」など  
を参考にできます。

**Point**  
エレベーターは、停電により停止する可能性があります。  
施設利用者の人数とそれぞれの対応内容を整理したうえで、必要な避難誘導要員を適正配置することが望めます。

**事例6：施設利用者の乗車区分の整理による円滑かつ迅速な搬送**  
特別養護老人ホームFでは、施設利用者を避難場所まで車両で移送する際に「要配慮者の避難車両の割り当ての一覧表」を作成しています。避難誘導時には、この一覧表にもとづき、施設利用者を「歩行可能」「座位可能」「座位不可」「帰宅」「入院」に区分し、人数を整理したうえで避難誘導要員と搬送車両の割り当てを行い、避難訓練を実施しています。

災害時の慌てる状況を想定し  
適切な判断を行う工夫！  
様式11を車両別に再整理  
することが望ましい。

時間帯(昼間⇔夜間、平日⇔休日)によって、施設利用者の人数や従業員等の人数は異なります。施設利用者を安全に避難誘導できるために必要な人材や車両、資器材などを具体的に定めておく必要があります。

**事例7：市町村や社会福祉協議会と連携した避難誘導体制の構築**  
特別養護老人ホームGでは、施設利用者が多いため、避難場所まで円滑かつ迅速に避難誘導するには従業員等だけでは人手が足りません。そこで、市町村や社会福祉協議会の協力を得て、避難誘導に係る支援者と搬送車両の提携を結んでいます。支援者は、搬送時等の混乱を最小限に抑えるために、施設周辺の土地勘がある方を選んでいます。

支援体制を整える工夫！  
できることから始めましょ  
う。

⑨ 避難先までの移動手段を確認します。

要配慮者利用施設の避難確保計画の中で最も重要なことは、施設利用者の安全な避難を行う事です。施設利用者の移動手段に応じて臨機に対応する必要があります。また、平日だけでなく、休日や夜間などいつ災害が起こっても良いように、移動手段を確保しておく必要があります。

《記載例》

- 洪水時における避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇公園」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《記載例(避難経路)》

- 洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりとする。

《記載例(避難誘導)》

- 施設外の避難場所に誘導するときは、施設利用者へ避難場所(〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇公園」)までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台	
屋内安全確保	/		

《留意事項》

- 留意点1：**避難誘導方法については、時間帯毎(昼夜、休日)に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 留意点2：**車での避難は、浸水箇所や動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。車両使用を検討する場合は、市町村に対し車両避難のルールの有無を確認してください。
- 留意点3：**また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光

塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。

**留意点4**：当該施設が地域の避難場所に指定されている場合には、避難誘導、避難支援、備蓄品の管理等の役割分担について市町村、近隣の自治会等とあらかじめ協議し、協定等を締結しておくことが望ましい。

《確認事項》

Check1□：休日や夜間を含め、安全に避難ができる実効性が確保されていますか。



⑩ 『様式11』施設利用者の人数と避難誘導要員を整理します。

要配慮者利用施設の避難確保計画の中で最も重要なことは、施設利用者の安全な避難を行う事です。施設利用者の移動手段に応じて臨機に対応する必要があります。また、平日だけでなく、休日や夜間などいつ災害が起こっても良いように、避難誘導要員を確保しておく必要があります。

《留意事項》

**留意点1**：施設利用者をご自宅に帰宅される場合は、ご家族の方とあらかじめ避難誘導について話しをしておく必要があります。

**留意点2**：施設利用者が病院へ向かう場合は、病院関係者の方とあらかじめ避難誘導について話しをしておく必要があります。

**留意点3**：避難誘導するにあたり、避難誘導員を先頭と最後尾に付ける必要があります。

**留意点4**：施設退出が概ね完了した際の未避難者の有無を確認する必要があります。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難場所へ移動

- 1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.その他  
そのほかの対応  
6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.その他

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ3  
施設利用者を安全に避難誘導する体制をつくらう

⑪ 避難場所への避難時間を確認する。

□ 避難準備にかかる時間は？(避難誘導の割り当て、必要物資の搬送準備など)

避難訓練の実績値 (もしくは想定値)	( ) 時間 ( ) 分
< 目標時間 >	( ) 時間 ( ) 分

□ 避難誘導にかかる時間は？(避難先までの移動時間)

避難訓練の実績値 (もしくは想定値)	施設から避難場所まで ( ) 時間 ( ) 分
< 目標時間 >	施設から避難場所まで ( ) 時間 ( ) 分

Point

⇒ 施設利用者の人数や避難誘導要員の人数、避難先までの距離や移動手段など、様々な条件によって避難に必要な時間は施設ごとに異なります。避難訓練などで事前に把握しておく必要があります。

事例8：日常時から道順や移動時間を確認

知的障害者の通所施設Hでは、いざというときに施設利用者が落ち着いて行動できるように、避難経路を散歩コースに設定し、道順や避難場所を確認しています。また、実際に経路を歩くことで、横断が危険な交差点や交通量の多い道路などを把握し、対策を立てています。  
さらに、定期的に避難場所に向き、施設利用者を環境に慣れさせることで、避難時の抵抗感を低減させるようしています。

⇒ 避難場所まで安全に避難するためには、早め早めの避難に加え、避難に必要な時間を短縮することが重要です。

避難時間は施設毎に異なるため、訓練しなければわかりません。

Q. 移動時間の考え方は？

A. 徒歩の場合、一般的な歩行速度は1.0m/秒といわれていますが、歩行困難者や身体障害者、乳幼児などは0.5m/秒くらいになります。車両で移動する場合は、大雨が予想されるので徐行速度(4.0~5.0km/時)と普段より時間がかかる可能性があります。

Q. 避難時間はどのように短縮するの？

A. 日頃から避難訓練を繰り返し実施し、関係者全員で避難方法を確認したり、他施設の協力を得て支援体制を確立し避難誘導体制を共有することが望まれます。また、早い段階で避難判断ができるように施設独自の判断基準を設けることも考えられます。

【作成支援編】ステップ4  
施設利用者の命を守るための役割分担を決めよう

⑫ 各要員の担当者を決めて、組織体制をつくる。 手引き 4~13・21~23ページ

管理権限者 ( ) (代行者)

	役職及び氏名	任務
情報収集班	班長 ( ) 名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ( ) 名	
避難誘導班	班長 ( ) 名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ( ) 名	

管理権限者、情報収集班、避難誘導班の役割分担表を作成してください。 **様式12を作成**

施設の利用者数と従業員数、徒歩と車両による移動方法のマッチング(様式11の作成)を行うことが重要です。

Point

⇒ 自衛水防組織を設置するなど、日頃から各分担の役割を明確にし、担当者を割り振っておくことが望まれます。

⇒ 従業員等や施設利用者の保護者・家族などの緊急連絡網やその他関係機関への連絡先をとりまとめておくことが望まれます。

Q. 自衛水防組織とは？  
A. 手引きの21~23ページを参照ください。

**様式6および(別添、別表1・別表2)を作成**

⑪ 避難場所への避難時間を確認します。

避難時間は、大きく分けて2つあります。避難準備時間は、訓練等により短縮を図るようにしましょう。

No.	項目	内容
1	避難準備にかかる時間	避難先に避難することが決定してから、避難先に施設を出発するまでの時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の戸締まり</li> <li>施設利用者・従業員の点呼</li> <li>避難に要する車輛の手配</li> <li>避難する際に必要な備品確保</li> <li>施設の浸水防止対策(必要に応じて実施)</li> </ul>
2	避難誘導にかかる時間	施設出発時間から避難先到着時間までの時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>移動(誘導)</li> </ul>

《留意事項》

留意点1：平日だけでなく、休日や夜間などいつ災害が起こっても良いように、移動手段を確保する必要があります。

留意点2：避難所に避難する際は、電気のブレーカーを遮断、ガスの元栓を閉鎖など、施設管理をする必要があります。

留意点3：車での移動、徒歩での移動、車いすでの移動など、いろいろな移動手段の移動時間を把握しておく必要があります。

⑫ 『様式12』各要員の担当者を決めて、組織体制を作ります。

従業員は、責任と権限、役割分担を明確にし、組織体制を作ってください。

《確認事項》

必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているかを確認します。

Check1□：職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されていますか。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ5  
施設利用者の命を守るための備えをしよう 様式5を作成

⑬いざという時に備えて、必要なものの準備や対策を行う。

□備蓄品・必要資器材など ポイント

備蓄品	
情報収集・伝達	□テレビ □ラジオ □タブレット □ファックス □携帯電話 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー
避難誘導	□名簿（従業員、施設利用者） □案内旗 □タブレット □携帯電話 □懐中電灯 □携帯用拡声器 □電池式照明器具 □電池 □携帯電話用バッテリー □ライフジャケット □蛍光塗料
施設内の一時避難	□水（1人あたり 2L） □食料（1人あたり 食分） □寝具 □防寒具
高齢者	□おむつ・おしりふき
障害者	□常備薬
乳幼児	□おむつ・おしりふき □おやつ □おんぶひも
その他	□ウェットティッシュ □ゴミ袋 □タオル □ <span style="color: green;">ポイント</span>

地震災害等も踏まえ  
最低3日分は準備しましょう。

家庭内備蓄循環方式  
定期的（1ヶ月に1、2度）に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法。食べながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として扱えます。

調理器具の備え  
カセットコンロ・ボンベ  
停電時等、冷蔵庫の食材や非常食を調理するために必須。

その他のアイデア  
乾燥ミネラル・食物繊維の補助。  
漬物 伝統的な保存方法で、家庭菜園 庭やベランダ等も活用して菜園を。

Point

水や食料などの備蓄は想定される浸水継続時間を考慮した日数分を確保する必要があります。必要な数量分を準備し、施設内で浸水しない場所や持ち出しやすい場所にまとめておきましょう。

事例9：複数の施設間で備蓄品を共有

特別養護老人ホームでは、施設の備蓄倉庫とは別に、避難場所にも備蓄品を備えています。また、「社会福祉施設災害支援ネットワーク」の体制を地域で構築しており、施設間で備蓄品を共有できるような協定を結んでいます。社会福祉施設災害支援ネットワークのイメージ

□施設への浸水を防ぐための対策 ポイント

浸水を防ぐための対策	
□土嚢 □止水板	
□その他	

Point

施設への浸水を防ぐためには、安全な場所への移転や土地の高上げが有効です。

事例10：施設建替え時に土地を嵩上げて浸水危険性を回避

保育園は、浸水する危険性を回避するために、建替え時に浸水する深さと同じだけ土地を嵩上げしました。さらに、緊急時の避難場所として、体育館の上（中2階）に避難スペースを整備しました。



⑬ 『様式5』 いざという時に備えて、必要なものの準備や対策を行います。

洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入力するための設備、夜間に避難を行うための設備、屋内安全確保する際施設内での滞在に必要な設備について、日頃から準備や対策などを実施しましょう。

＜記載例＞

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

※自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

＜留意事項＞

留意点1：ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。

留意点2：夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとします。

＜確認事項（情報収集・伝達）＞

洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入力するための設備が複数記載されているかを確認します。

Check1□：市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう設備が整っていますか。

Check2□：ファックス、携帯電話、テレビ等、情報を入力するための設備が記載されていますか。

Check3□：市町村から洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達を受ける機材については、その旨を計画に明示していますか。（例：ファックス＞市町村からの情報受信用）

＜確認事項（避難誘導）＞

夜間に避難を行うことが想定される場合や屋内安全確保を行う場合に備え、必要な設備や施設内での滞りに必要な物資が確保されているかを確認します。

Check4□：夜間においても避難誘導できる「電池式照明器具」等の設備が用意されていますか。

<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)</p>	<p>補足説明・信濃川関連の情報入手</p>
	<div data-bbox="1187 310 2632 487" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Check5□：夜間においても施設利用者が安全に通行できる反射材や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等が用意されていますか。</p> <p>Check6□：要配慮者利用施設内で屋内安全確保を行う場合に備え、その滞在を行う日数・人数分の食糧・飲料水等が確保されており、その内容が記載されていますか。</p> </div> <div data-bbox="1187 533 2632 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《確認事項（その他）》</p> <p>Check7□：施設利用者が普段から使用している生活に必要な物品（必要な薬、医療器具など）の内、避難先に持参するものが備品リストに記載されていますか。</p> </div>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

【作成支援編】ステップ6  
防災に関する教育や訓練を実施しよう



**Point**

- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、災害の種類によって避難判断のタイミングや避難場所・避難経路が異なる場合があることに留意する必要があります。
- 段階的な訓練を定期的の実施したり、市町村や消防機関などと連携して実践的な訓練を実施することで、いざというときの避難行動の実効性を高めることができます。

**事例1-1：あらゆる状況や時間帯を想定した避難訓練**  
特別支援学校(知的障害者、高等部)Kでは、あらゆる状況や時間帯を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練、DIG訓練を定期的実践することで、避難行動を体に覚えさせるような取り組みを実施しています。

**事例1-2：法人施設間で連携した避難訓練を実施**  
特別養護老人ホームLでは、同じ法人施設を4つのブロックに分け、ブロックごとに連携した避難訓練を定期的実施しています。

- 障害者などの場合は、避難先の環境に慣れておくことも大切です。定期的に訪問したり、避難先と協議などを行っていきましょう。また、避難所生活を想定した宿泊訓練の実施なども考えられます。
- 避難確保計画の内容を関係者間で共有するとともに、定期的に更新するなど、計画の更なる充実を図ることが重要です。

**事例1-3：持続的かつ継続的な避難確保計画の内容の更新**  
特別養護老人ホームMでは、避難確保計画にもとづき避難訓練を実施し、その結果を踏まえて各職員が内容を更新しています。避難確保計画の内容を持続的かつ継続的に更新していくことで、より実効性の高い計画としています。

[1] 情報収集伝達委員・避難誘導委員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

[2] 従業員への防災教育  
✓ 避難確保計画等の情報の共有  
✓ 過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など

[3] 施設利用者への防災教育  
✓ 水害の危険性や避難場所の確認  
✓ 緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など

[4] 情報伝達訓練(通所施設)  
※地震・火災訓練と同じ  
✓ 従業員の緊急連絡網の試行  
✓ 保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

[5] 保護者への引き渡し訓練  
※地震・火災訓練と同じ  
✓ 保護者の緊急連絡網の試行  
✓ 連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など

[6] 情報伝達訓練(入所施設)  
※地震・火災訓練と同じ  
✓ 従業員の緊急連絡網の試行  
✓ 家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

[7] 従業員の非常参集訓練  
※地震・火災訓練と同じ  
✓ 従業員の緊急連絡網の試行  
✓ 連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など

[8] 避難訓練  
✓ 防災体制と役割分担の確認、試行  
✓ 施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など

[9] 避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

**Q.シェイクアウト訓練とは?**  
A.大規模な防災訓練(地震が主)で、学校・職場・外出先などに多くの方が参加して一斉に実施する訓練です。

**Q.DIG訓練とは?**  
A.災害図上訓練の具体的な手法のひとつで、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える、頭の防災訓練です。

⑭ 『様式5』及び『様式7』防災教育や防災訓練の年間計画を記載します。

従業員に適切な時期に必要な教育・訓練を実施しましょう。

1. 『様式5』のうち、「8. 防災教育及び訓練の実施」について

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

2. 『様式7』

《教育・訓練の例》

- 情報伝達に係る教育・訓練の例  
洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を図ることを目的とした情報収集・伝達に係る講習や訓練の実施。
- 避難誘導に係る教育・訓練の例  
あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行うための講習や避難訓練の実施。

《留意事項》

- 留意点1：避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 留意点2：訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましい。
- 留意点3：研修や訓練には、市町村から地域住民に配布されている洪水ハザードマップ等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できます。
- 留意点4：地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施してください。)
- 留意点5：情報収集訓練については、市町村が情報伝達訓練を実施している場合には、これと併せて実施することが有効です。
- 留意点6：自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

《確認事項》

適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているかを確認します。

Check1□：洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係る訓練(情報伝達訓練)や、関連する教育の機会が設定されていますか。

Check2□：施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練(避難誘導訓練)や、関連する教育の機会が設定されていますか。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊 (作成支援編・様式編)	補足説明・信濃川関連の情報入手
	<p>Check3□：水害や土砂災害の危険性が高まる出水期までに施設職員の対応力が高まるよう、出水期までの時期に教育・訓練が設定されていますか。</p> <p>Check4□：新規に採用された職員が対応できるよう、当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されていますか。</p> <p>Check5□：施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導等が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会を当該協力者向けに用意していますか。</p> <p>Check6□：防災体制の確立・避難確保計画は、いつ見直しを行うか、明確になっていますか。</p> <p>Check7□：従業員の役割分担や責任と権限は、明確になっていますか。</p> <p>Check8□：避難場所、避難ルートの現地確認を行いましたか。</p> <p>Check9□：施設利用者の方を保護者へ引き渡すための訓練を実施されていますか。</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

補足説明・信濃川関連の情報入手

様式 6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 ( ) (代行者 )

総括・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名	□自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録
	・	□館内放送等による避難の呼び掛け
	・	□洪水予報等の情報の収集
	・	□関係者及び関係機関との連絡
	・	

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名	□避難誘導の実施
	・	□未避難者、要救助者の確認
	・	
	・	
	・	

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿(従業員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器 (タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料



⑮ 『様式 6』自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る)

自衛水防組織の設置は努力義務として規定されています。自衛水防組織が設置されている場合、次の項目に注意して計画を立案します。

《記載例》

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

別添 「自衛水防組織活動要領(案)」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)  
第 1 条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づき円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。  
2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。  
(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。  
(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。  
3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。  
4 自衛水防組織に、班を置く。  
(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。  
(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。  
(3) 防災センター(最低限、通話設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)  
第 4 条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。  
2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在籍する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参加も考慮して組織編成に努めるものとする。  
3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参加計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の設備)  
第 5 条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。  
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。  
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)  
第 6 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

《留意事項》

- 留意点 1 : 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 留意点 2 : 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

《確認事項》

- 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているかを確認します。
- Check1□ : 自衛水防組織を統括する統括管理者が記載されていますか。  
《補足》統括管理者は、計画への記載は必須ではありませんが、自衛水防組織を設置した場合、統括管理者名の記載された資料を計画に添付することが望ましい。
- Check2□ : 自衛水防組織の業務のリストとして、洪水予報等の収集及び伝達に関すること、要配慮者の避難誘導に関することが記載されていますか。
- Check3□ : 内部組織(例えば情報伝達班、避難誘導班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されていますか。  
《補足》計画への記載は必須ではありませんが、各班の班長及び班員名を記載した資料を計画に添付することが望ましい。
- Check4□ : 自衛水防組織の構成員に対する教育・訓練が設定されていますか。